

第 144 回本会議・第 3 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議(経済団体からのヒアリング)において出された主な意見・質疑応答

1. 経済団体からの発言

(日本経済団体連合会)

- ・一連の事件を踏まえ、何らかの制度整備の必要があることは理解する。
- ・課徴金制度の目的は、あくまでも違反行為の抑止である。
- ・対象は悪質性の高い事案に限定すべきで、平成 20 年の景表法改正案で要件とされていた故意・重過失の線引きが重要である。
- ・徴収した課徴金は国庫に納付されるべきである。これをそのまま消費者団体への助成に充てることは、消費者団体を育てるために課徴金を取らねばならないというようなおかしい発想になりかねない懸念がある。消費者団体の支援は別途消費者政策としてその在り方を論ずるべきである。
- ・平成 20 年の景表法改正案については、賛成もしていないが反対もしていない。

(全国商工会連合会)

- ・一連の事件を踏まえ、何らかの対応が必要なことは理解する。
- ・課徴金制度の目的は違反行為の抑止である。
- ・悪質な事業者を念頭に置いた過度な法規制は、真面目な事業者の企業活動を委縮させる。特に小規模企業への影響は大きく、時間をかけて検討いただきたい。
- ・徴収した課徴金の消費者個々への分配は難しく、消費者団体への配分にも異論がある。

(経済同友会)

- ・一連の事件から、事業者内におけるより高度なガバナンスが必要と認識している。
- ・同友会としては、平成 20 年の景表法改正案には、行政による事前規制を極力排除し自由競争を図るという観点から賛成の立場であったが、今回も同様のスタンスで、課徴金制度導入には基本的に賛成である。景表法は、消費者庁に移管された現在も公正な競争を確保する側面を有しており、その側面を促す制度設計と運用を期待している。
- ・現行法においても、立入検査、措置命令は可能であり、その運用を振り返る必要がある。従来と同じ運用では課徴金を導入しても期待される効果は半減する。行政庁としては、積極的に法の遵守を促し、法の執行の公平感を維持してほしい。
- ・公正でわかりやすいルールが必要である。シャケ弁当のように消費者に定着している商品名の表示については配慮されるべきである。また、加工肉のように企業努力の促進を阻害する制度にならないようにしていただきたい。
- ・課徴金制度を導入する場合、零細企業が混乱しないよう、要件面や手続き面においてより精緻な線引きが必要であり、現場の声をよく聞いて欲しい。

2. 質疑応答

- ・課徴金が過剰な抑止効果を持たないよう、対象を悪質性の高い事案に限定することを求めているが、悪質か非悪質かの境界線をどう考えるか。(宮城委員)
⇒(日本経済団体連合会) 故意・重過失に限定すべき。20年改正案の6条の2第1項但書の内容に賛成する。
- ・現場のことを考えると、重過失と軽過失の線引きは難しい。具体的なイメージを示して欲しい。(宮城委員)
⇒(日本経済団体連合会) 通常の注意を払い、知り得た情報・経験等に照らせば見抜けたものなどは対象とすべき。例えば、仕入れた米の産地が偽装されていた場合、注意を怠らなくても見抜けないのではないか。
⇒(全国商工会連合会) 継続・反復して違反する事業者や、国産でないものを国産と偽るような社会通念上明らかに違反である事案は課徴金の対象にしてもやむを得ない。どこからが法に触れるのか、小規模企業にも分かるようにしてほしい。
- ・算定率について、経団連はなぜ算定率100分の3がよいと考えるのか。(長田委員)
⇒(日本経済団体連合会) 既に独禁法、金商法に課徴金は100分の3の算定率で導入されており、経済法制の中で抑止水準として十分とされている水準に倣うべき。
- ・食品メニューのほか全産業でガイドラインを整備することは可能と考えるか。(齋藤委員)
⇒(経済同友会) あらゆる産業で膨大なガイドラインを精緻化できるのかどうかは悩ましい問題である。ただ、課徴金を課すからには、客観的目安があるべき。
- ・景表法への課徴金導入で、真面目に法律を守っている事業者の事業活動が守られる結果になるということについて、経団連のお考えをお聞きしたい。(長田委員)
⇒(日本経済団体連合会) 公正競争規約、業界ルール等に従った表示であることは当たり前であり、これらに従っている場合に景表法違反となるのはおかしい。
- ・過去に措置命令が出た事案で、課徴金を課すのにふさわしくない事案はあるか。(山本委員)
⇒(日本経済団体連合会) 業界慣行に従っていた場合など、見抜けなかったものについては線引きすべき。故意・重過失がなくとも措置命令の対象とはなり得るが、課徴金を課す場合の主観的要件は20年改正案の内容のようであるべき。
- ・加算・減算・免除措置については、裁量を考えるということか。また、悪質性の高い事案には加算することも考えられるか。(河上委員長)
⇒(日本経済団体連合会) 独禁法と同様に再犯に対する加算が考えられる。減算については、事業者の自主的な対応に対する調整措置があるべき。
⇒(全国商工会連合会) 事業者の自主的な対応への配慮をいただきたい。
⇒裁量について、①課すか否かの裁量と、②課す場合の内容の裁量が考えられるが、前者についてどう考えているか。(河上委員長)

- ⇒（日本経済団体連合会）客観的な基準で一律とすべきである。
- ・大手事業者の事案でも返金されないケースや、申し出た消費者に対してのみ返金するケースもある。事業者の対応に応じて差を設けるべきということか。（増田委員）
⇒（日本経済団体連合会）返金・返品等の対応の実額を基に課徴金も調整すべきである。事業者の前広な対応を阻害しないようにすべき。
 - ・賦課手続について、現時点で具体的な意見があれば意見いただきたい。（宮城委員）
⇒（日本経済団体連合会）事前に弁明の機会を設けていただきたい。他の制度の最新の手続と揃えていただきたい。
⇒（全国商工会連合会）行政と小規模企業との間には法律知識に大きな差があり、例えば弁護士の支援を受けられるようにするといった事業者支援を考えていただきたい。
⇒（経済同友会）行政側の調査権限に対して事業者側が対等な立場を確保できるための仕組み、例えば弁護士の立会権は必要になる。
 - ・過剰規制が事業者の萎縮を招くとのことだが、逆にまじめな事業者が市場で然るべき地位を占めるというプラス面もあるのではないか。（宮城委員）
⇒（日本経済団体連合会）対象事案が故意・重過失に限定されれば、安心して事業が可能である。
⇒（全国商工会連合会）小規模企業はまじめに取り組むことだけで厳しい状況。厳しい規制により本末転倒な事態とならないよう配慮いただきたい。
⇒（経済同友会）抑止力によって、健全な水準の維持ができるという効果はあると思う。

以上